

AMAZING TOYAMA



富山市公共施設マネジメント アクションプラン 戦略編



富山市

目次

第1章 はじめに	1
1-1 計画策定の背景・目的	1
1-2 計画の位置付け.....	2
1-3 アクションプランの考え方	3
1-4 計画期間	4
1-5 対象施設	5
第2章 再編の基本方針	6
第3章 再編の具体的な手法	9
3-1 施設評価	9
3-2 再編整備方策	14
第4章 施設用途別の分析	17
4-1 集会施設	17
4-2 文化施設	29
4-3 図書館	33
4-4 博物館等	38
4-5 その他社会教育施設	43
4-6 スポーツ施設	45
4-7 レクリエーション・観光施設.....	57
4-8 産業系施設	63
4-9 学校	65
4-10 その他教育施設	77
4-11 幼保・こども園.....	80
4-12 幼児・児童施設（児童館）	89
4-13 高齢者福祉施設.....	92
4-14 障害福祉施設.....	96
4-15 児童福祉施設.....	98
4-16 保健施設・医療施設.....	100
4-17 庁舎等	103
4-18 消防施設	107
4-19 その他行政系施設	111
4-20 公営住宅	114
4-21 その他	118
第5章 地域別の分析	120
5-1 基本的な方針	120
5-2 地域別人口概要.....	121
5-3 地域別公共施設保有量	125
5-4 地域別現状分析.....	128

第 6 章 アクションプラン（実行編）の進め方	170
6-1 戦略編の活用	170
6-2 具体の見直し検討プロセス.....	170
6-3 課題のある施設の抽出条件	172
6-4 機能維持の方針	173
6-5 再編整備方策.....	176
6-6 実行編の進捗管理	177

(巻末) 14 地域別人口推計 平成 27 (2015) 年～平成 72 (2060) 年

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景・目的

本市における公共施設は、経済成長期から1990年代まで整備が続き、それ以前に整備されたものも含め、今後は一定期間に大規模改修や建替が集中することが想定されます。また、少子高齢化が一層進み、人口全体に対する高齢者人口の割合が上昇する一方で、生産年齢人口と年少人口の割合が低下することから、将来的な財源の不足や余剰施設の増加が想定されます。本市の限られた財源の中で、公共施設で提供されるサービスを将来にわたり持続していくためには、財政状況や社会情勢の変化を考慮しながら、質と量、双方の観点から公共施設の適正化を図っていく必要があります。

この問題意識の下、本市では、平成28年12月に、公共施設等（インフラ含む）の現状及び課題を明らかにするとともに、長期的な視点をもって、公共施設等の更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行うことを目的として「富山市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

「富山市公共施設マネジメントアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）は総合管理計画を基本方針とし、公共施設マネジメントを戦略的かつ具体的に実施していくための計画です。

また、計画の策定に際しては、次の3つの観点を持ちながら、今後の再編を効果的に進めるための基本戦略や実効性ある具体的見直しの方向性を検討することが重要です。

第一に、公共施設の保有量が人口規模に見合っているかどうかの検証を行った上で、地域の実情や市民ニーズに適合した行政サービスをより効率的に提供できるよう施設の適正配置（統廃合や機能の変更、複合化等）についての観点

第二に、公共施設の保有量が財政規模に見合っているかどうかの検証を行った上で、今後も維持していくべき施設については、計画的に保全していくとともに、建物の長寿命化を推進することで、財政負担の軽減・平準化を図ることについての観点

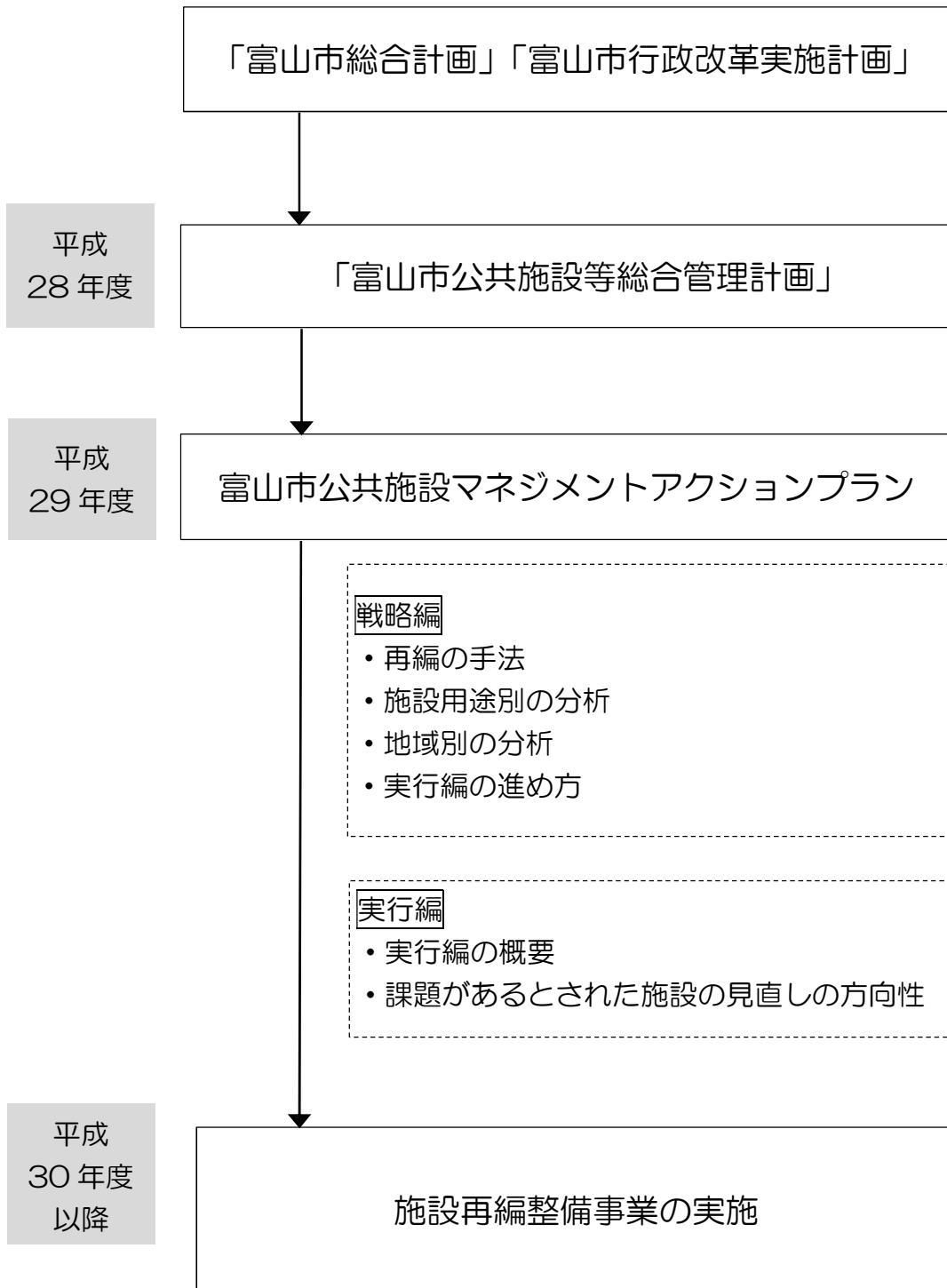
第三に、本市の推進する「コンパクトなまちづくり」という考え方を踏まえ、地域の実情や課題を把握し、市民との合意形成を図りながら、地域にとって望ましい公共施設のあり方についての観点

アクションプランを着実に実施することにより、将来の財政状況とニーズに鑑み、公共施設の質的・量的な適正化、利用者の安全・安心の確保、持続可能な行政サービスの提供や財政の健全化の実現を目指します。

1-2 計画の位置付け

アクションプランは、市の公共施設の基本方針を定めた総合管理計画に基づいて策定するものです。施設や地域の現状分析や施設再編の手法などを提示し、それらを用いて戦略的に公共施設マネジメントを実施していくための具体的な道筋を示しています。

今後は、本計画を基に、施設の再編整備を行っていきます。



1-3 アクションプランの考え方

アクションプランは、総合管理計画をマネジメントの指針とし、市が保有する公共施設を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用し、具体の施設の整備や適正配置を進めることを目的としています。アクションプランを実行していく中で、資産全体の最適化を図り、本市が目指す拠点集中型のコンパクトなまちづくりと整合性を図り、持続可能な都市の実現の一端を担っていく必要があります。

このアクションプランは、施設と地域の状況分析や総合管理計画期間全体を通しての長期的な施設の再編の進め方を示した「富山市公共施設マネジメントアクションプラン戦略編」（以下「戦略編」という。）と5年ごとの施設の具体的な見直しの方向性を定めた「富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編」（以下「実行編」という。）から構成されています。

1-3-1 戦略編の基本的な考え方

アクションプランの実行には、平成 29(2017)年度から平成 68(2056)年度までの 40 年間にわたる長期的な視点が必要不可欠です。そのため、戦略編では、再編の基本方針を示すとともに「再編の具体的な手法」について定め、「施設用途別の分析」、「地域別の分析」を行い、「施設の保全」についても構想しながらマネジメントを推進します。

「再編の具体的な手法」では、施設評価、施設整備の必要性、利用圏域について検討します。「施設用途別の分析」では、老朽化状況、コスト状況、利用状況の観点からマネジメント対象とするすべての施設に対して施設評価を行い、現状を分析します。また、「地域別の分析」では、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた富山市都市マスタープランに基づく 14 の地域生活圏ごとに地域の将来人口を推計します。ここでは地域ごとの公共施設の保有状況についても明らかにし、それぞれの課題に対応した「地域別実行計画」を作成する際の基礎とします。また、「アクションプラン（実行編）の進め方について」では、分析データ等を用いて、対象施設を抽出し、その見直しの方向性を検討するプロセス等について定めます。

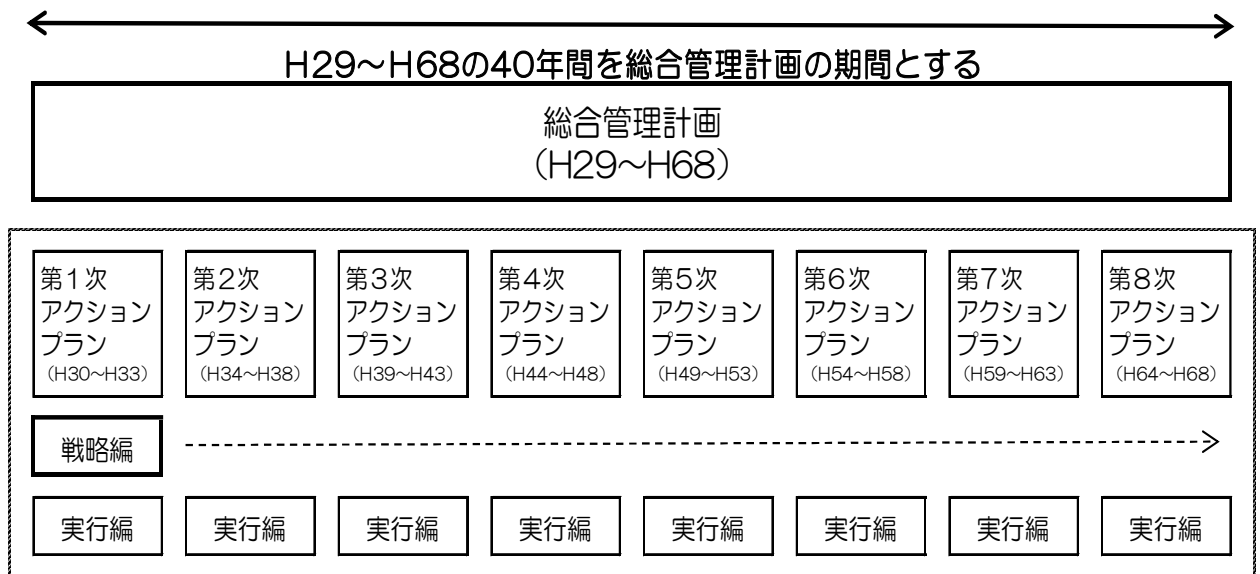
1-3-2 実行編の基本的な考え方

実行編では、戦略編で定めた手法に基づいて、各期において再編を行うべき「課題がある」と判断された施設について、実行編の対象施設として抽出します。さらに対象施設について、機能と施設の両面から検討し、適切な再編の方向性（集約化、複合化、民間への移管、廃止など）を決定します。決定した方向性に基づき、各施設について 5 年間の実効性ある個別施設計画を策定します。

1-4 計画期間

戦略編は、総合管理計画期間全体を通しての長期的な施設の再編の進め方等を示すものであることから、平成 30(2018)年度から平成 68(2056)年度までを計画期間とします。

実行編は、個別具体の施設の実効性ある方向性(方針)を示すものであることから、総合管理計画の期間を全 8 期に分けた 5 年間で計画期間とします。(なお、第 1 次では平成 30(2018)年度から平成 33(2021)年度の 4 年間とします。)



1-5 対象施設

総合管理計画で対象とした本市が保有する公共建築物 1,077 施設のうち公衆トイレや倉庫等の小規模な施設等を除いた 543 施設(平成 27 年 3 月末時点)を対象とします。

施設分類				全施設対象		アクションプラン対象		
大分類	中分類	類型別方針	小分類	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	
市民文化系施設	集会施設	集会施設	公民館	83	54,712	83	54,712	
			その他集会施設	21	11,027	21	11,027	
	文化施設	文化施設	ホール	6	43,233	6	43,233	
			その他文化施設	3	11,719	3	11,719	
社会教育系施設	図書館	図書館	図書館	25	16,394	25	16,394	
	博物館等	博物館等	博物館等	31	23,454	31	23,454	
	社会教育センター	その他社会教育施設	社会教育センター	2	3,624	2	3,624	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツ施設	体育館	17	66,827	17	66,827	
			プール	13	16,394	13	16,394	
			武道館	6	4,583	6	4,583	
			野球場	4	19,500	2	19,269	
			陸上競技場	1	752	1	752	
			運動広場	12	444	0	0	
			その他スポーツ施設	10	2,757	6	2,711	
	レクリエーション・観光施設	レクリエーション・観光施設	観光施設	26	24,923	24	24,907	
			宿泊・入浴施設	8	27,496	8	27,496	
	産業系施設	産業系施設	産業系施設	産業振興施設	22	66,293	20	66,174
学校教育施設	学校	学校	小学校	65	415,268	65	415,268	
			中学校	26	210,396	26	210,396	
			その他学校	2	5,705	2	5,705	
			給食センター	2	5,344	2	5,344	
	その他教育施設	その他教育施設	その他教育施設	3	8,260	3	8,260	
子育て支援施設	幼保・こども園	幼保・こども園	保育所	42	29,459	42	29,459	
			幼稚園	10	7,467	10	7,467	
	幼児・児童施設	幼児・児童施設	認定こども園	1	1,813	1	1,813	
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者福祉施設	老人福祉センター	8	6,785	8	6,785	
			高齢者福祉施設	2	6,246	2	6,246	
	障害福祉施設	障害福祉施設	障害福祉施設	3	7,001	3	7,001	
	児童福祉施設	児童福祉施設	児童福祉施設	2	4,137	2	4,137	
	保健施設	保健施設・医療施設	保健施設	7	20,089	7	20,089	
医療施設	医療施設	保健施設・医療施設	医療施設	2	2,333	2	2,333	
行政系施設	庁舎等	庁舎等	本庁舎	1	43,471	1	43,471	
			支所	7	24,101	7	24,101	
			事務所	4	2,844	4	2,844	
	消防施設	消防施設	消防署	8	14,822	8	14,822	
			消防分署	9	4,616	9	4,616	
	その他行政系施設	その他行政系施設	—	その他消防	102	8,679	0	0
			—	環境関連施設	17	14,156	10	13,967
公営住宅	公営住宅	公営住宅	—	車庫・倉庫等	99	12,845	0	0
			—	市営住宅	38	310,764	38	310,764
その他	その他	—	公園関連施設	97	5,266	0	0	
			—	供給処理施設	49	12,541	0	0
			—	その他	160	91,568	11	38,594
合計				1,077	1,678,108	543	1,582,983	

第2章 再編の基本方針

公共施設の再編においては、施設総量を縮減していくと同時に、施設や各地域の現状と課題を客観的に分析しつつ、行政サービスが適切に提供されるように、様々な手法を用いて施設整備を行うこととします。再編に当たっては、次の3つの方針を掲げます。

基本方針1：施設機能の再編と総量の縮減

今後も人口減少及び少子高齢化の進行等により、財政状況が厳しくなることが予想される中であって、今あるすべての施設をこれまでと同様に維持していくことは困難です。また、本市の市民1人当たりの公共施設延床面積は、中核市平均が3.2㎡であるのに対し4.0㎡と大きい状況となっており、利用者が少ない施設も見受けられることから、現状の行政サービスが市民のニーズに合ったものとなっているか再検証を行っていく必要があります。

このため、施設機能の再編に着手するとともに、施設総量の縮減を図り、「質」の確保と「量」の適正化を目指します。

(1) 市民ニーズに合わせた施設機能の再編

人口減少や人口構成の変化、社会環境の変化に伴い、市民の行政サービスに対するニーズは変化していきます。こうした状況に対応するためには新たな施設を整備する必要も出てきます。一方、利用者が少ない施設もあることから、今後は各施設について、利用状況やコスト状況等を的確に把握した上で、施設のあり方を含めた見直しを行います。

この場合、公共施設を単に「ハコモノ」として捉えるのではなく、そこで提供されている行政サービスや活動に着目し、施設の持つ機能が利用者のニーズに合ったものとなるように見直しを行います。例えば、公民館は、集会施設、体育館（室）、図書館分館等の複合施設となっていますが、一つの建物でこれらの機能をすべて維持することを前提とせず、地域のニーズに応じて利用頻度の低い機能は廃止し、利用が多く見込まれる機能を新規に整備することなども検討します。

(2) 施設総量の縮減

施設機能の再編と同時に、施設総量の縮減を図ります。施設の延床面積を減らしていくことにより、施設の大規模修繕や建替に必要な財政負担を抑制します。

基本方針2：計画的な保全による施設の長寿命化

市の公共施設の多くは、建築から30年以上が経過しています。一般的に、建物は築後30年を経過しますと、外装や設備の劣化が急速に進むとされており、行政サー

ビスの提供を継続していくためには、施設の安全性や機能性を確保する必要があります。

また、厳しい財政状況の中でこれらすべてのことを推進していくためには、工事の優先順位を定め、緊急性の高いものから順番に実施していく必要があります。また、大きな投資が必要となる改築工事の実施頻度を抑制するために、建物の長寿命化を図ることも必要です。

こうした課題に対応していくため、施設の保全を計画的・予防的に実施し、長寿命化を図ります。

(1) 施設の点検・診断の実施

施設の状況を把握し適切な保全を実施するため、点検・診断を充実します。特殊建築物（建築基準法第2条第2項で定められている建築物をいう）を対象とした法定点検（建築基準法第12条の定期点検をいう）を行うとともに、職員や施設管理者により日常的に点検を行い、その結果を庁内で共有していきます。

(2) 計画的な工事の実施

今後も継続して保有する公共施設については、計画的な予防保全によって長寿命化を図り、工事費用の低減につなげ、財政的な負担を軽減します。

突発的かつ過大な改修を抑え、保全に係る工事費を平準化し縮減していくためには、計画的に改修や修繕を行う必要があります。そのため大規模改修及び修繕について、施設の重要度やその他の要素を総合的に検討し、長期的な視点を持って対象施設の長寿命化改修を実施します。

(3) 耐震性の確保

大規模地震発生に対する地震防災対策として、施設の耐震化を進めます。その際には、防災特性や地域特性等を考慮しながら、優先すべき施設について耐震性を確保していきます。

基本方針3：まちづくりと連動した施設のあり方の検討

民間施設も含め施設の配置やサービス提供のあり方は、それぞれの「まち」のあり方と密接に関わっています。生活に身近な施設や避難拠点となる施設は、地域の中でバランスよく配置されている必要がある一方で、地域を活性化させるために施設を1か所に集約し拠点施設を整備することが有効な場合もあります。また、交通結節点と施設の配置を合わせて、利便性を高める工夫も必要です。

本市は、市の都心地区の他、複数の地域拠点が存在し、それぞれの拠点についてコンパクトなまちづくりを目指しています。地域の実情や課題を細かに把握し、活力があふれ住みやすい「まち」を形成していくことを目指して、公共施設の配置や機能のあり方を検討していきます。

(1) 地域別実行計画の策定

富山市都市マスタープランに定める市内 14 地域について、各地域の公共施設の再編を検討した計画を策定します。

(2) 市民の参画による検討

まちづくりと整合を図った公共施設のあり方の検討に当たっては、より地域の実情を把握していくために、市民の参画を求めていきます。あわせて、市民に身近な施設については、その再編の手法について合意形成を図る必要があります。